

定款

株式会社レオクラン

版 数	第18版
最終改定日	2024年12月19日

定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社レオクランと称し、英文では、LEOCLAN Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 病院等医療施設、福祉施設の建設に関する企画と設計監理の業務
- (2) 病院等医療施設、福祉施設の経営コンサルタント業務
- (3) 医療用機器、医療用消耗品、事務用機器、理化学機器、計量器の輸出入、販売、修理、保守管理
- (4) 医薬品の販売
- (5) 医療用附帯設備の施工
- (6) 建築工事業、内装仕上工事業、管工事業
- (7) 不動産の売買、賃貸借、管理及びその仲介代理
- (8) 各種動産のリース、賃貸借及び保守管理
- (9) 医療用機器、事務用機器、理化学機器、計量器の古物の委託販売、買取、仕入の業務
- (10) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (11) 介護福祉機器、介護福祉用品のレンタル及び販売
- (12) 調剤薬局の経営
- (13) 給食の受託業務
- (14) 医療用食品の販売
- (15) 食品の販売
- (16) 食器、厨房機械、厨房用備品の販売及び賃貸業務
- (17) 給食、弁当の配食業
- (18) 画像診断サービス
- (19) 遠隔病理診断支援サービス事業
- (20) 電子紹介状提供事業
- (21) ASP版電子カルテ事業
- (22) 医療情報機器導入支援事業
- (23) 放射線部門運用支援事業
- (24) 働地医療支援サービス
- (25) クリティカルパス共同構築事業
- (26) 病院等が委託する医療機器の保守業務、点検業務、管理業務等の受託業務
- (27) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府摂津市に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、21,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主に株式の割当を受ける権利を与える場合)

第10条 当会社は、株式の募集をする場合において、その募集事項及び会社法第202条第1項の決定は取締役会の決議によって定める。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は定款の定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総

会は、必要に応じて隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第21条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第24条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

- 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

- 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

- 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は電子署名する。

(報酬等)

- 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が

規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第32条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、前任の監査役の任期の満了する時までとする。

但し、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

- 第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

- 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

- 第43条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当)

- 第44条 株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。
- 2 前項のほか、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第45条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
- 2 未払いの配当金には利息を付けない。

平成13年	1月 9日	原始定款
平成13年	2月 15日	改 定
平成13年	6月 18日	改 定
平成13年	6月 29日	改 定
平成14年	1月 25日	改 定
平成15年	3月 14日	改 定
平成17年	1月 22日	改 定

平成18年12月21日	改	定
平成23年12月22日	改	定
平成26年12月19日	改	定
平成28年12月22日	改	定
平成29年12月22日	改	定
平成30年 9月13日	改	定
平成30年10月18日	改	定
平成30年12月21日	改	定
令和 4年12月22日	改	定
令和 6年10月 1日	改	定
令和 6年12月19日	改	定

以上、株式会社レオクランの現行定款である。

令和6年12月19日

大阪府摂津市千里丘二丁目4番26号
株式会社 レオクラン
代表取締役社長 竹内 興次